

ふじよしだ

議会だより

<http://www.fujiyoshida.yamanashi.jp/div.gikai.html/index.html>



おは～とと ぬくは～うち 市立第6保育園

第104号

平成21年3月1日

編集・発行

議会だより編集委員会

電話 (22) 0612

富士吉田市議会事務局

12月定例会

富士山世界文化遺産候補 条例の制定を可決

平成二十年十二月定例会は、十二月四日開会され、十六日間の会期を終えて十二月十九日に閉会しました。

この定例会では、平成二十年度一般会計補正予算（第五号）など補正予算十件、条例の制定一件、条例の一部改正五件、工事請負契約の締結一件、市道の認定一件、人事案件二件、その他二件など合計二十二件の市長提出議案を審議し、すべて可決、同意しました。

また、議員提案による意見書二件が可決されました。さらに、恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙が行なわれました。

市政に対する一般質問は四人の議員が行い、執行者の考えをたしました。



●会 期 日 程

19日	17日	16日	15日	10日	12月4日	日程
<ul style="list-style-type: none"> ○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 ○恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙 <p>(閉会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○付託議案の審査 <p>建設水道委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○付託議案の審査 <p>文教厚生委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○付託議案の審査 <p>総務経済委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○議案の追加議案 ○市政一般質問 <p>本会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○議案の採択(即決) ○議案の委員会付託 ○議案の提出と説明 ○会期の決定 <p>本会議</p> <p>(開会)</p>	内容

《編集委員会》

委員長	宮下 正男
委員	土橋 舜作
	奥脇 和一
	佐藤みどり
	渡辺 孝夫
	渡辺 利彦



上程案件一覧表

(補正予算)

- ・平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算（第五号）
- ・平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算（第六号）
- ・平成二十年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- ・平成二十年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第二号）
- ・平成二十年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算（第一号）
- ・平成二十年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第一号）
- ・平成二十年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
- ・平成二十年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第一号）
- ・平成二十年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第一号）
- ・平成二十年度富士吉田市水道事業会計補正予算（第二号）

(条例の制定)

- ・富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例の制定について

(条例の一部改正)

- ・富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- ・富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について
- ・富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について
- ・富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- ・富士吉田市手数料条例の一部改正について

(意見書)

- ・消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める意見書について
- ・父子家庭や母子家庭を「ひとり親家庭」として平等な取り扱いとすることを求める意見書について

(人事)

- ・富士吉田市教育委員会委員の任命について
- ・人権擁護委員の推薦について

(選挙)

- ・富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙

(その他)

- ・市道の認定について
- ・工事請負契約の締結について
- ・訴えの提起について
- ・民事調停の成立について

委員会の 審査から

総務経済委員会

◎ 審議案件

- ① 富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- ② 富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について

- ③ 富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例の制定について
- ④ 平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算(第五号)
- ⑤ 平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算(第八号)

◎ 審議結果

- ① 株式会社日本政策金融公庫法等の施行による政策金融改革に伴い、関係する条例について、政策金融機関名を改めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められましたので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ② 本市における中小企業

者等への経済支援対策として、今年度に限り、利子補給金の率を二十パーセントから五十パーセントに引き上げるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、今改正は平成二十一年三月末までの期限付きであるが、今般の経済状況を考慮するなかで、来年度の当初予算にも反映できるように検討すべきであるとの意見がありました。

③ 富士山世界文化遺産登録に向けて、世界文化遺産候補についての基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、富士山の優れた文化的な景観と世界文化遺産候補の保全を図るため、所要の規程を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、小

佐野家、外川家住宅以外に他の御師の家並も保全していく方向で、市が全庁的に取組むべきであるとの意見がありました。

④ 歳入歳出にそれぞれ一億五千七百三十四万円を追加し、総額を百九十四億六千五百七十四万一千円とするものです。

歳入では、地方交付税八千二百万円、寄付金三千万円、県支出金千八百八十一万八千円等を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費三千九百三十四万三千円、身体障害者福祉費三千九百五十万円、教育文化振興基金費三千万円、商工振興費六百五十九万円、学校管理費二千二百五十九万円等を増額するものであります。

また、特定地域まちづくり事業二百三十万円、小学校屋内体育施設改築事業二千二百五十九万円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、財政状況が厳しい時なので、

人件費等の削減にも努力してほしいとの要望がありました。

⑤ 歳入歳出にそれぞれ四十万円を追加し、総額を百九十四億六千六百四十万一千円とするものであります。

歳入では、前年度金繰

文教厚生委員会

◎ 審議案件

- ① 平成二十年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
- ② 平成二十年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第二号)
- ③ 平成二十年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算(第一号)
- ④ 平成二十年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第一号)
- ⑤ 富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について
- ⑥ 富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- ⑦ 平成二十年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)

- ⑧ 平成二十年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第一号)

◎ 審議結果

① 歳入歳出にそれぞれ九十一万一千円を追加し、総額を五十五億八百五十三万一千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金九十一万一千円を増額するものであります。

歳出では、職員手当等の人件費九十一万一千円を増額するものであります。

また、国保特定健康診査等事業四百九十八万円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員会の 審査から

した。

②歳入歳出にそれぞれ五百二十四万円を追加し、総額を二十四億八千八百七十四万六千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金四百四十一万五千円、国庫支出金八十二万五千円を増額するものであります。

歳出では、介護保険事業委託料五百二十四万円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③歳入歳出からそれぞれ七十五万九千円を減額し、総額を二千二百三万円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金七十五万九千円を減額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費七十五万九千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④歳入歳出にそれぞれ二百七十二万四千円を追加し、総額を一億八千八百五十三万円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金二百七十二万四千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費二百七十二万四千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査のなかで看護専門学校今後の運営についての、各関係機関などの意見を聞きながら、具体的な方向性を出すべきであるとの意見がありました。

⑤健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の給付額について、現在の三十五万円に三万円を上限として加算できるようにするなど、所要の改正を行なうものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑥来年一月一日から運用が開始される産科医療補償制度に富士吉田市立病院が加入することに伴い、新たに当該制度の負担金に係る規定を追加するため、所要の改正を行なう

ものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑦歳入歳出にそれぞれ六十万円を追加し、総額を五十五億九百十三万五千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金四十万円、財政調整基金繰入金二十万円を増額するものであります。

歳出では、出産育児諸費六十万円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑧収益的収入及び支出について、収入を三百二十四万円増額し、総額を六十五億二百六十九万六千円とし、支出を三百二十四万円増額し、総額を六十四億千五百二十四万六千円とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査のなかで医療収益については、減収要因を分析し増収に向け努力するよう、また医療費用については、削減に向け努力するよう要望がありました。

建設水道委員会

◎審議案件

①富士吉田市手数料条例の一部改正について

②市道の認定について

③平成二十年度富士吉田

市下水道事業特別会計補

正予算(第一号)

④平成二十年度富士吉田

市水道事業会計補正予算

(第二号)

◎審議結果

①建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行による建築確認申請等に係る審査項目の増加等に伴い、建築確認申請等の手数料を改めるなど、所要の改正を行なうものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、中原八号支線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③平成二十年度富士吉田市の下水道事業特別会計補正予算(第一号)及び平成二十年度富士吉田市の水道事業会計補正予算(第二号)については、統一した規定で実施すべきであるとの意見がありました。

た。

なお、審査のなかで当該道路は、地元住民にとって特に防災用道路としても必要な道路であるので、認定後の事務処理等、早急に処理をしてほしいとの要望がありました。

また、市道認定については、統一した規定で実施すべきであるとの意見がありました。

③歳入歳出にそれぞれ六百二十六万四千円を追加し、総額を二十六億七千五百五十八万八千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金六百二十六万四千円を増額するものであります。

歳出では、公債費元金千六百九十一万五千円を増額し、公債費利子七百万円、一般職給、職員手当等の人件費三百六十五万五千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員会の 審査から

なお、審査の中で、下水道事業債の繰上償還を積極的に取入れ、効率的な事業の運営を図るべきとの意見がありました。また、職員の時外手当については、事務の効率化を図りその削減に努力すべきとの意見がありました。

④収益的支出につきましては、支出を十八万八千円減額し、総額を五億七百九十二万七千円とするものであります。

資本的支出につきましては、千八十一万千円減額し、総額を四億九千八百六十九万五千円とするものであります。

また、一時借入金の限度額を、一億五千万円から二億円に改めるものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、資本金的収入と資本的支出の均衡を図り、健全な運営を図るべきとの意見がありました。

人事案件

◎富士吉田市教育委員会委員

滝口 晴夫氏

(上暮地四丁目十四番五号)

◎人権擁護委員

小林 永治氏

(下吉田六一六七番地)

小林 初美氏

(ときわ台二丁目二番八号)

議会議人事

◎富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員
(補欠選挙)

横山 勇志氏 (上吉田区域)

勝俣 進氏 (明見区域)

議会議の動き

議員合同研修会

2月13日(金)に山梨県市議会議長会の主催による合同研修会が都留市のアピオ都留で開催され、講師に都留文科大学学長の今谷明氏をお招きし、「甲斐武田氏から学ぶ地方政治について」と題して公演があり、議員として今後の活動に役立てるべく、見識を深め、研鑽を積んだ研修でありました。



12月市政 一般質問

十二月十日、本会議において、次の議員により一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。
なお、全文については、次期定例会（三月）より、市立図書館において閲覧できます。
また、今回の一般質問において、傍聴者の希望により、傍聴席に手話通訳士が配置されました。

（質問順）

横山 勇志 議員
渡辺 幸寿 議員
秋山 晃一 議員
佐藤みどり 議員



手話通訳のようす



横山勇志議員

①富士山世界文化遺産と

まちづくりについて

【二回目の質問】

山梨県ならびに本市を

含めた近隣市町村は、三年後の富士山世界文化遺産登録実現に向けての準備作業が本格的に進んでいる。

本市においても、住民説明会を始め、様々な周知活動や富士山ナンパーの導入等によって住民の関心も高まってきており、そのような流れの中でも特に私が感じていることは、地域のまちづくりを真剣に考え、富士山世界文化遺産を前向きにとらえた問題意識の高い住民が意外に多いということである。

しかしながら、本市の対応は、まちの景観ひとつをとっても具体的なビジョンを示し切れておらず、住民意識の高さに比して本市の対応が追付いていない部分が多々あると思われる。

特に、私が過去数度にわたって質問してきた「環境と景観が本市の重要な資産である」ということを踏まえた質問に対して、市長は答弁の中で本市の進むべきビジョンを明確にしているように思えない。

私は、市長の具体的なまちづくりのビジョンが住民に周知されていない

れば、富士山世界文化遺産のコアゾーンやバッファゾーンに伴う規制の根拠の説明等も住民に理解していただくことが難しいと考える。

市長は、具体的な将来のビジョン、つまり、本市をどのようにしたいのか「映像を見るがごとく」まち並みを語り、同時にそのことは富士山世界文化遺産とどのように関連していくのかを分かりやすく解説し、その過程としてどのような施策や計画が考えられるのかを丁寧に説明することが正しい順序であり、住民の意識を一つにする原動力であると思う。

そこで、富士山世界文化遺産を踏まえて、本市の進むべきビジョンや希望の持てるまち並みの様子をご答弁された後、その実現に向かって考えられる具体的な施策や計画があるのか引き続き市長にお尋ねする。

また、本市の進むべきビジョンや希望の持てるまち並みの様子をご答弁された後、その実現に向かって考えられる具体的な施策や計画があるのか引き続き市長にお尋ねする。

【二回目の市長答弁】

本市の進むべきビジョンや希望の持てるまち並みの様子について、総合計画で本市の目指すべき将来都市像として「富士の自然と文化を活かし、ともに築く自立と創造のまち富士吉田」を標榜し、総合計画の視点としては、「ここに暮らす人が満足できるまち」、「ここを訪れる人が満足できるまち」、「市民とともに創りあげるまち」を掲げ、また、長期的展望に立った本市が目指す都市像とそれを実現するための8本の柱からなる施策の大綱を明らかにしている。

そして、基本計画は、基本構想で示した施策の大綱に基づき、部門ごとに施策を体系化した内容となっており、それを具体的に推進させていくために、財政計画・実施計画をそれぞれ策定させていただいたものである。

これらの計画は、市制施行以来、その時々為政者や議員、市民や事業者など先人たちが連綿として築き上げてきた今日の本市のあり様をさらに一歩推し進め、時代に即

12月市政 一般質問

応し、市民が誇りを持ち愛することが出来るふるさとづくり、市民と行政が協働するまちづくりを目指すために策定した。

したがって、富士山世界文化遺産登録を踏まえた本市のまちづくりビジョンについては、これまでの先人たちの知恵と愛情により積み上げられた本市の姿を基本としつつ、富士山世界文化遺産登録が本市の発展にさらに弾みをつける施策となるよう創意工夫をしていく必要があると考えている。

具体的には、富士山世界文化遺産登録に向けての取組みの中で、コアゾーン・バッファゾーンを構成する国道139号沿線区域の規制については、基本的に建物の高さ制限のみとし、市民生活に過度な負担をかけないよう配慮した。引き続き、富士山世界文化遺産登録に係るコアゾーン・バッファゾーンエリアとして相応しいまち並づくりと周辺地域の経済発展が両立する施策の展開を図って参りたいと考えている。

また、山梨県知事が推し進める富士北麓地域へ

の電線地中化施策についても、本市域内への誘致を図り、美しい霊峰の山容を際立たせる仕掛けづくりにも積極的に取り組んで参る。

さらに、市域全体についても、都市計画用途地域見直し案の考え方を基本としながら、周辺に広がる恵まれた自然環境や御師文化をはじめまちを形づくってきた歴史的・文化的な資産を保全し、まちのどこからも富士山が眺望できる、富士山と一体になった都市空間を形成していく景観に配慮したまちづくりを推進して参る。

本市の進むべきビジョンについては、基本的には第5次総合計画に全て網羅してある。希望の持てるまち並みの様子については、当面、景観施策の検討、広域幹線道路計画などの推進に焦点を絞り、市民の皆様がいつまでも暮らしたいと思うまちづくり、本市を訪れる観光客等がまた来てみたいと思うまちづくりに力を注いで参りたいと考えている。

二回目の質問

私は、ただ今の市長の答弁で何人の人が本市の将来像を想像できたのか非常に興味がある。少なくとも私の頭の中に市長の言葉は響いてこないし、映像が見えてこない。

私が思うところの環境や景観に配慮したまちづくりの本質の一部は、二十一世紀型の新しい公共事業と雇用の創出であり、富士山世界文化遺産が盛り上がりつつある今こそ本市が外部から財源を獲得できる絶好の機会であると思う。

もちろん、富士山を含めた環境や景観に配慮したまちづくり、さらに歴史や文化に配慮したまちづくりによって本市の資産価値が上昇し、本市の観光面に寄与すると同時に将来の子供たちに残してやれる大切なことであることに変わりはない。そしてその目標として、環境サミットや国際シンポジウムの開催といった目的で世界各国から世界一風光明媚な本市に人々がやってくることを想像する。

私は、本市の財政が厳

しいとか、先人の継続があるとかを標榜して新しい試みに消極的な姿勢を採るより、知恵と勇気と行動力で本市を元気にするビジョンが今こそ必要な時期だと思うし、時代の変化と要求は速いと思う。

その中で、市長が答弁の中で触れたとおり、平成二十年十一月二十一日に行われた、第九回富士箱根伊豆交流圏市町村サミットの席上で、横内知事が富士北麓地域を新しい環境モデル都市として強い関心を示され、特に電線地中化を力説していた事は注目に値する。

私も、本市の進むべきビジョンの一つとして、富士山と一体化した総合的な景観こそが将来の発展に繋がるキーワードだと考えており、またに二十一世紀型の公共事業になりうるものとして過去数度にわたって質問してきた。

私も実際に市内を巡って見たが、電線なしに富士山を眺望できる絶好のポイントは非常に少なく、わずか数か所に限定されている。

私は、今回の質問にあたり、平成七年度に都市計画道路「笛吹市石和市部通り線」として都市計画決定されたまち並みを視察してきた。

当該路線では特に歩道整備に着目し、安全で快適に楽しく歩ける歩行空間を確保するとともに、「住民参加による魅力あるまちづくり」をテーマにした街路整備である。当然、かつての無秩序な電柱や電線は一扫され、広々と明るい歩道の一部には足湯も整備されており、そこには近所のお年寄りが数人で談笑していた。

また、隣の富士河口湖町では、七億円規模で通称大橋通りの電線地中化が進んでいることは皆さんも承知の通りである。私は、本市でも観光の資産価値の高い地域から優先させて電線地中化を推進し、統一感のあるまち並みを実現させることが早急に必要だと考えている。

そこで、先の横内知事の発言を踏まえ、県の現状と県に対する当市への誘致も含めた具体的な働

12月市政 一般質問

きかけについて市長に伺いたい。

さて、電線の地中化といった「見た目のまちづくり」も大切なことであるが、いくら外見が素晴らしいとしても細やかな気遣いが伴っていないければ

「本当のまちづくり」も底が浅いと言わざるを得ない。さて、細やかな気遣いという言葉から連想される例は数多くあると思うが、私は、まちづくりの一環として公衆トイレ事情が大切だと思つ

具体的には、第二小学校グラウンドバックネット裏トイレと鐘山グラウンドバックネット裏トイレのことで、特にこの二つのトイレは臭くて暗く、女性には怖いと住民にも評判が悪いことは私も聞き及んでいる。また、本市で開催されるイベントなどで他地域の招待者が集った時など、せっかく風光明媚な本市に触れていただいたのにトイレを使用することによって不愉快な思いをさせ恥ずかしく思つ。例えば、見た目が豪華で立派な家を訪問した時に、その家のトイ

しがきちんとしていないればがっかりしてしまう例があると思つが、私は自治体でも同じことが言えると思つ。

市長が答弁の中で「市民の皆様がいつまでも暮らしたいと思つまちづくり、本市を訪れる観光客等がまた来てみたいと思つまちづくりに力を注いで参りたい」と考えるのなら、「先ず隗より始めるとの言葉通り、先ず市内二か所のトイレを整備することが細やかな気遣いのできるまちづくりの一步ではないかと思つが、市長の考えを伺いたい。

二回目の市長答弁

電線の地中化については、山梨県において現在は、富士山世界文化遺産登録事業の推進、さらには富士北麓地域が世界有数の国際リゾート地や国際会議場の開催地に適している地域であることなどから、この地域の特性を活かした国際交流ゾーン形成を実現するため、本年6月には、周辺町村や関係機関などで組織する富士北麓国際交流ゾーン構

想連絡協議会を設立したところであり、これにより、国際交流ゾーンとして相応しい景観の整備を進めることとしている。こうした施策の一環として、現在、中央通り線での電線地中化が進められているところである。

本市としても、魅力ある道路空間、景観にやさしい道づくり推進のため、現在、国で計画をしている国道138号の4車線化に伴う道路整備計画における電線地中化を積極的に要望するとともに、山梨県に対して、本市の良好な景観形成や富士山の眺望等を配慮した電線地中化事業の拡大を強く要請して参りたいと考えている。

「教育部長答弁」

下吉田第二小学校グラウンドバックネット裏のトイレについて、改築については、敷地が狭小であることから、下吉田第二小学校校舎南側の第2グラウンドに建築計画を進めている屋内体育館の完成後、現在の体育館の跡地の整備に合わせ、改めて検討して参る。

鐘山総合グラウンドのトイレについては、周辺には、グラウンド管理棟や鐘山総合体育館、さらには農村公園にもトイレが設置されていることから、これらの利用を促進し、また、観光客等のトイレとしては、歴史民俗



秋山晃一議員

①上吉田のまちづくりについて

「二回目の質問」

富士山の世界文化遺産登録にむけたとりくみも、住民説明会も終わり、今議会には世界文化遺産候補の条例制定についての議案も出されている。この文化遺産登録については、どのようなまちづくりが提案されるのかと期待していた住民も多いことと思う。事実、吉田中学校で行なわれた説明会を皮切りに三ヶ所で行なわれた住民説明会の中では、世界遺産の資産候補としてあげられたも

博物館駐車場のトイレの周知を図って参る。

今後、鐘山総合グラウンドトイレについては、その利用状況を勘案し、整備を行うか、または、撤去するかを改めて検討して参る。

のに関してだけでなく様々な意見が出された。ところが、ここで見えてきたのは「資産候補とは」国が保存する意志をしめすことが前提ということ、国によって規定された天然記念物、重要な文化財などに絞られているということである。

世界文化遺産の論議の対象も上吉田地域においては、北口本宮富士浅間神社、吉田胎内、御師小佐野家住宅、旧外川家住宅を対象としたものとなる。この世界文化遺産の

12月市政 一般質問

とりくみと上吉田のまちづくり、町並み保存との関連性は薄いと感じたので、世界文化遺産への登録のとりくみとは切り離して、今回この問題についてとりあげ市長の考えをお聞きするものである。

近年、歴史的な景観や町並みを価値あるものとして捉えて保存しているところという議論ができた。それまでのまちづくりが、インフラの整備や宅地造成と団地建設あるいは開発に主眼を置いたものに対して二百年三百年と続いてきた町そのものに価値を見出し、保存しているところという考えである。

上吉田のまちも、元龜元年に先行する三十九軒が当時の地割に従い現在地の「上吉田」に移転し、元龜三年千五百七十二年に残りすべての家が移転して現在の町並みが形成された。「甲斐国誌」に記されているが、以来四百年余りの歴史があり、幸いにも大火や空襲などに遭うこともなく今日に到り通りや家並みなどが残されている。

古来より富士講の道者や庶民を迎えるまちとして

て生業をたててきたこの地域は、現在でもその面影を強く残している。この町並みを生かし保存するために、自然の成り行きに任せるのではなく、意図的な取り組みが必要ではないか。

御師の家の調査を行なうというような動きも過去にあったと思うが、建物などの調査と所有者の考えを聞くなどのとりくみが、まず必要だと思つた。また、一年ほど前には、市民からの声を集めて富士吉田市都市計画マスタープラン地域別構想がまとめられているのであるから、それも生かしてまちづくりを進めたいか

がなむのか。

国が支援しようとしている今こそ、まちづくりについて考え、議論し、推進する好機ではないか。

上吉田のまちづくりについては、遠くに見える富士山と北口本宮富士浅間神社という大きな財産を生かし、この上吉田地域の町並みがつくられていけば、市民の財産となるだけでなく、多くの人を呼び寄せることになり、まちの活性化にもつながるのではないか。

るのではないか。

市長としてはこの上吉田地域のまちづくりについてはNPOなどの民間のがんばりに任せるつもりなのか、市としてとりくんでいく考えはないのか、この点について市長の考えをうかがうものである。

【一回目の市長答弁】

御師のまち上吉田については、古くから富士山に信仰的な登山をする人々を受け入れてきたまちであり、この歴史的なまちである上吉田地区の資源を保全し後世に継承するため、富士山信仰の拠点として栄えた御師宿坊の街並みを中心に観光産業と一体化した市街地整備を検討して参りたい。

具体的には、富士山の環境・景観と富士山にかかわる歴史・文化・資源の広域的な交流への活用が課題であるので、富士山世界文化遺産登録への取組みを契機として富士山信仰に関連する歴史的な資源である北口本宮富士浅間神社、御師の家並みを護り、上吉田らしい都市景観を形成していく

こと。

市街地においては、来訪者が富士山の眺望を楽しめるよう、富士山の景観に配慮したまちづくりを進めること。

さらに、富士吉田駅周辺及び金鳥居、また、これと連なる吉田本通り沿道の市街地については、北口本宮富士浅間神社の参道であると同時に、周辺に御師住宅が残る歴史的、文化的環境として、来訪者がまち巡りしたくなるような魅力的な環境として歩行空間の整備を進めるとともに、ポケットパークの整備や沿道の景観形成、魅力ある観光商業機能の誘導などを推進すること。

これらの諸施策等について、具現化に向けた取組みを進めて参りたい。

「歴史まちづくり法」を活用しての上吉田地区のまちづくりについては、既に昨年度末からその可能性について関係課において検討を進めてきたところであるので、今後においても、庁内において関係事業との整合性を図りながら、本市のシンボルのひとつでもある上吉

田の家並みなどの保存と御師の歴史を活かしたまちづくりについて、「歴史まちづくり法」の活用を含めた検討を進めて参る。

また、これらの事業推進に関しては、市民各界各層、学術経験者など多くの皆様の声をもとに、市民や民間団体との協働による体制を整備して参りたい。

【二回目の質問】

答弁の中には、これから進めていきたいということはあったが、現在の部分は進めているというものはなかったように思う。私が今ここで進めるべきだと言うのは、こうしたまちづくりというのは、一つの条例をつくればそれで事業が進んだというものではないと考えるからである。

まちづくりの一番の中心は直接の当事者である地域の住民と話し合い、意見を聞き、理解や納得を得る仕事、それに加えて学術的な観点からの整理も必要というように、事業が一定のところまで実現するには、かなりの

時間と労力が必要と予想される。

私が例としてあげて、市長も答弁のなかでくり返し述べられた、御師の家や町並みに関して再度述べると、まず、調査する段階から始めていく状況であり、当事者の意見や声を聞く、その上で保存や活用について考えるといった、何段階かの取組みが必要かと思う。

このように、歩みはじめても時間のかかる事業である、という点を充分考えていただき、これから進めていくというのであれば、このまちづくりを、いつまでにごこまやると考えているものがあるのなら、明らかにしてほしい。

どのように計画的に事業を推進していくつもりなのか、その点についての答弁を求める。

【二回目の市長答弁】

御師のまち上吉田のまちづくりについては、富士山信仰の拠点として栄えた御師宿坊の街並みを中心に観光産業と一体化した市街地整備を検討するものである。

今後は、「歴史まちづくり法」など様々な国の支援事業を積極的に活用するなかで、市民の御理解と御協力を得ながら、多くの関係機関、より多くの市民の皆様の声をもとに具現化に向けた取組みを進めることとなる。

②教育諸条件の整備について

【一回目の質問】

今の学校教育は「競争原理と管理」の論理に子どもも教職員も追われていて、その最たるものが全国一斉学力テストであると思う。

今、マスコミなどではその結果を開示するのかわつかつということが話題になっていくが、いかなる形での開示であっても、いったん開示されれば、そのことは一人歩きして関係者の意識は点数を上げるために子どもの中に競争原理を激化させるほうへと向かう。

全国的な学力の傾向を調べるのであれば、抽出調査で十分であり、全国一斉学力テストの本質は、二〇〇四年に当時の文部科学大臣が「競争意識の

るが、大変時間のかかる事業であり、また、多額の費用を要する事業でもあるので、現段階においては、具体的な時期等について明言することはできないが、早期に具現化できるように、鋭意取り組んで参りたい。

涵養、全国学力テストの実施」と掲げたように、そこに見られるのは、競

わせなければ学力はつかないという教育観である。こうした考え方によって進められている全国一斉学力テストは「国連子どもの権利委員会」が日本政府に対して二度にわたって行なった「過度な競争的な教育」の是正勧告にも全く逆行するものである。

学力向上のために必要なことは競争の強化ではなく、この学力テストに参加しない犬山市教育委員会が掲げている「少数による学びあいの授業を積極的にすすめる、すべての子どもの人格形成と学力保障を進める立場で、教育を進める条件作り

力を入れること」というようなとりくみをすすめることではないか。市長はこの全国一斉学力テストをめぐる問題に対してどのような見解をお持ちなのか答弁願う。

そして、学校の中から子どもと接する時間がとれない、事務量が多い、教師が授業作りに専念する時間がなかなか多く取れないなどの声を聞く。

また、初任者研修、十年研修などが実施され、現場を離れる時間が多くとられることも忙しさを増している。それに加えて、来年度からは学習指導要領の改訂に向けて小学校において「英語」の時間が増え、算数、理科の教科書のなかみが増えるといわれている。それにもなると教員は英語や、算数、理科などの教材研究も必要になってくる。一方で授業時間数がどの学年も増え、子どもも教員も忙しくさせられている。

そうした中で、子どもへの対応も丁寧にした。うちはあわせの時間も十分にとりたい。教材研究も

しっかりとやりたい。子どもと向き合うことに関する時間を多く取りたい。こうした先生方の願い、声に応えることこそが行政のすることではないか。

すでに、各学校への市が単独で雇用した教員の配置や養護婦の配置、英語を母国語とする教員の派遣などの努力がされている、それは学校現場から喜ばれ、成果もあがっているところであるが、さらにこの人的な配置の努力をすすめることが新学習指導要領に移行するいまの施策として大事ではないか。

小学校においては、二年生が三十人学級となっているが、六年生ぐらいになると三十五人もしばしば教室がいっぱいになる。三十人以上いると、わかる授業をしてこの子にも学力をつける、学力が極端に低い子をつくらないという教育の取り組みは厳しいという声もある。

学力世界一のフィンランドでは授業時数は日本よりはるかに少ないが、小中学校は二十人学級であるという。ここにおお

12月市政 一般質問

いに学んで行政としても教育現場のがんばりを応援すべきではないかと考えるが市長の考えはどうか、答弁願う。

「1回目の市長答弁」

まず、「全国学力・学習状況調査」について、この調査は子どもたちの学力低下が指摘される中、全国的な状況を把握し、課題を明らかにする目的で、昨年から実施しているところであるが、本市においても、同時に実施されている生活習慣調査の結果も十分に活用しながら、小中学校と連携を図り、教育及び教育施策の成果や課題等を検証し、児童生徒一人ひとりの学習状況の改善や学習意欲の向上等に繋げて参りたい。

教育現場のがんばりを応援すべきではないかとの御質問については、教育の振興、充実を重要施策のひとつに掲げ、本年度から市費負担教職員を全小中学校に配置するとともに、教科によっては一つのクラスを二名の教員で受け持つチームティーチングを行うなど、学習環境の整備を進めてき

た。

このようなことから、日本経済新聞社が全国の市と東京二十三区を対象に実施した行政サービス調査において、教育部門の得点が県内トップという評価をいただいたところである。

現在の山梨県の学級編成プランでは、小学校一・二年生が三十人学級、中学校一年生が三十五人学級の少人数学級で授業が実施されているところである。しかしながら、この制度の適用を受けられない一クラス四十名のクラスについては、一人の教師で指導しなければならず、一人ひとりに応じたきめ細かな指導が難しい面もあるので、少人数学級の編成については、県教育委員会に対し、小中学校全学年での三十人学級の早期実現を図っていただくよう今後も粘り強く要望して参りたい。

「2回目の質問」

教育は子どもを丸ごとつかむ条件にある人間がすべきであって、できることなら、正規の職員と同じ時間だけ労働にあた

る職員を補充するのが理想だと考える。

しかし、実際には、特定の曜日だけ、あるいは、午前中だけなどの勤務形態であっても、現場の教職員はおおいに助かっていると思う。こうしたわずかな支援を含めて教育現場からの要請にはしっかりと応えるという考えがあるかどうか、この点について再度答弁を求めます。

また、市長も小、中学校での三十人学級の実現が必要という考えを述べられた。この点では県だけでなく、国の取組みが大事であって、国にも要望していく考えはないのか。次に、市独自であっても、一歩でも少人数編成の学級に近づいていくように取り組む考えはないかどうか、この点についても答弁願う。

「2回目の市長答弁」

教育現場への支援対応については、これまで、本市教育の現状と教育現場からの要請に應える中で、市費負担教員や特別支援教育支援員など、人的配置を行ってきたことである。現実的には、

教員資格を持った諸条件に合う人材の確保は非常に困難な状況にはあるが、今後も教育現場や関係機関等との連携を密にしなから、積極的に取組んで参りたい。

市長就任時から教育現場への取組みとして、学校や教職員が抱えている様々な問題に対し、学校内だけの対応ではなく、地域全体で支えあう体制づくりが必要であると考えており、本年度より、明見地区において、地域全体で学校教育を支援するため、学校支援地域本部事業の着手を指示したところである。

「教育長答弁」

学校支援地域本部事業については、小中学校における多忙な教育現場を背景として、教員だけでは担いきれない業務につ

②下水道事業の今後の見通しについて

「1回目の質問」

下水道事業はいわゆる借金も多く、困難を抱えている市の財政事情のなかでもとりわけ財政的には困難な事業だという見

いて、学習や各種行事に対して地域が支援することにより、教員がより教育活動に専念できることや、児童生徒の学習能力の向上を図ることを目的に実施したものである。

今後は、明見地区だけではなく、順次、市全体へと広げて参りたいと考えており、教育現場に地域のお力をお借りすることで、必ずや多くの成果が上がるものと期待しているところである。

小、中学校の三十人学級の実現については、県教育委員会などを通して、国に対して要望を行っているところである。

また、市独自の少人数学級の編成については、先の学校支援地域本部事業を活用し、チームティーチングの充実を図って参りたい。

方もあるので、将来を見据えてどのような財政的展望を持ってこの事業をすすめられているかをお聞きする。

下水道事業は、都市基

盤、生活基盤の整備という面と環境保全という面がある。本来的には国土全体にかかわる問題であり、先進国の例から見ても、国の責任で進める事業だと認識している。

地方の小都市が実施するには負担が大きすぎる。その上で、現状では長期的展望に立ち市財政を圧迫しないための最大限の配慮が必要であり、

- ① 全体事業の適切な設定
- ② 市債の借入れが過大にならないための認可

区域と毎年の事業規模の設定③普及・加入を促進する 努力が必要だと考える。

平成十八年度と十九年度の決算を比べる限り、市債については決算額は借換部分を除けば六千万円ほど減り、元金と利子の返済は借り入れを大きく上回っている。一般会計からの繰入金も減っている。水洗化世帯数は毎年百軒ほど増え、使用料の収入も若干増えている。この数字どおり傾向が今後も続くと考えられるのかどうか、この事業に対しての今後の見通しをどのように考えているか

答弁願う。

合わせて下水道の普及と加入世帯をふやしていくということについても、どのような考えをもってとりくみにあたっているのか答弁願う。

【二回目の市長答弁】

本市の下水道事業については、昭和五十年代から相模川流域別下水道整備総合計画に基づき、桂川流域下水道事業及び富士北麓流域下水道事業の二つの事業を山梨県や関係市町村と共に進めてきているが、桂川流域下水道事業は、本年度計画区域の見直し作業を行っており、また、富士北麓流域下水道事業は、来年度に全体計画の見直しを実施する予定である。

今後の下水道事業の見直しについては、大変厳しい財政状況が予想されるため、費用対効果や快適な住環境等を充分に考慮する中で、事業規模の設定や事業実施区域の設定を進めて参りたい。また、市道新倉南線等道路整備や企業誘致に伴う下水道事業も行う必要があることから、積極的に事業

業展開を図って参りたい。

下水道事業は、都市基盤整備の大きな柱のひとつでもあることから、財源を確保し、かつ、一般会計からの繰入金の縮減を図りながら計画整備して参りたい。

下水道の普及及び加入の促進については、未加入世帯への戸別訪問、市広報への掲載、指定工事店を通じての斡旋、また街頭キャンペーン等の実施により、普及率・水洗化率が向上しており、また、加入者についても年々増加しており、今後この傾向が続くものと考えている。

引き続きこれらの事業を積極的に推し進め、下水道の普及・加入の促進に全力で取り組んで参りたい。

【二回目の質問】

私は、下水道事業が財政的にとりわけ困難に見える事業だと述べて、その上でどのような財政的な展望を持ってこの事業を進めておられるかと、事業の見直しをお聞きしたが、この点についての答弁がなかったように思

う。

財政的な事業の見直し、展望をお聞きしているわけであるが、二回目の質問で述べたように、この事業は国の責任で進めるべき事業で、市には負担が重過ぎる事業と考えるので、財政を圧迫しない最大限の努力の範囲を期待するものである。

この下水道事業について、市の財政を圧迫させないようするためのどのような見直しを持っているのか、再度答弁を求めらる。

【二回目の市長答弁】

本市の下水道事業の財政事情について、下水道

整備費は、国庫補助金と起債が主な財源であり、このうち、起債の元利償還金については、地方交付税の算定数値となっているものの、本市の財政事情や経済危機の影響などからこれまで以上に厳しい状況になるものと予想しており、今後は、費用対効果や住環境等を考慮する中で、事業の規模や実施区域の設定等を検討するとともに、本市財政を圧迫しないよう国庫補助金と併せて、これまでに以上に特定防衛施設周辺整備調整交付金を積極的に有効活用しながら、財政の負担軽減に努めて参りたい。



渡辺幸寿議員

①事業の見直しについて

【二回目の質問】

景気後退の中で、先般中期財政実施計画が示されたが難しくなったと思う。市長も所信表明の中

で本市税収の落ち込みを懸念され、各種事業の見直しを行うと言っておられるが、私も、魅力あるまちづくりのためには、

12月市政 一般質問

必要となるにはしっかりと財源を投入していただき、一方においては、事務事業の徹底した見直しにより、無駄を省き、少しでも歳出を抑えることが必要であると思う。

そこで、私は、今こそ市の各種事業について、「廃止」、「内容・規模の見直し」、「民間委託」、「民営化」等仕分けしていく「事業仕分け」が必要だと思つた。

そして、この事業仕分けは、市民の目線に立つて進めることが重要であることから、市民や他の自治体職員、あるいは学識経験者等で構成する委員会なりを立ち上げる必要があると考えるが、市長はどのように考えるのか。

その中に於いて、看護専門学校について申し上げますと、三月の、私の一般質問の中で市長は各種制度を充実させて学校運営を図って参りたいと言つておられたが、これまでの改善の方向性について市長にお伺いする。

【一回目の市長答弁】

「事業仕分け」について

では、事務事業を抽象論ではなく担当職員と外部の評定者が事務事業の必要性や実施主体について議論し、現場の視点として洗い直すことにより、効率的運用やその背後にある制度、国と地方の関係など行財政全般の改革に帰結させていくことを究極の目的としている制度であると認識している。

この制度の有効性に着目した幾つかの地方公共団体がこの仕組みを取り入れ、効率的な財政運営のための一方策としており、また、国においても、「政策棚卸し事業」として本年度からこの制度をスタートさせているところである。

本市では、事務事業の抜本的な見直しや優先順位の設定、多様化する行政需要に即応しうる効果の高い事業の再構築を図るため、事務事業の評価を定期的に行い、本市の財政状況に応じ、時代に即応した効率的な事業の推進に結び付けているところである。

「事業仕分け」は、市民等行政外部の方々から見た事務事業に対する

要望や考え方が外部評価という客観的な形で集約でき、市民と協働する中で市民の目線に立った事務事業を推進していくという観点から有効な行政評価手法であるものと認識している。

したがって、本市の事務事業評価についても、現在の評価体制だけではなく、市民が考え、市民が選び、市民が変えていくことができる新たな観点からの評価制度の導入を前提に、事業仕分けの意義や効果・実績等の事例を研究し、施策評価・事務事業評価の制度設計について検討して参りたい。

看護専門学校の今後の改善の方向性については、看護専門学校では高校生看護大学への進学志向、いわゆる高学歴化や有名看護師養成校への進学志向の高まりなどが大きな要因となり、学生数は減少化傾向にある。今後、この傾向は少子化の影響によりさらに顕著になり、学校存立の根幹となる学生の確保という面において、非常に厳しい状況を見ている。

こうしたことから、看護専門学校では、学生の確保対策として、募集要項の見直しなどを進め、従来の推薦入試制度に指定校推薦制度を加えるとともに、新たに特別入学生の募集枠を設けたところである。この枠は、既に社会人として活躍されている方が看護師を志す場合の特別枠として設定したものである。

この見直しの効果が具体的に判明するのは二十一年四月以降になるが、看護専門学校は、社会の変化に対応し、そのあり方を大きく変えていかななくてはならないことから、先の中長期財政計画にお示しをしたとおり、庁内においてそのための検討に着手したところである。

【二回目の質問】

看護専門学校については、やはり見直す必要があるように思う。平成八年に開校以来、富士北麓東部の保健福祉の充実向上の為に一翼を担ってきたことは、私も十二分に理解するものである。

しかし、学生の確保が進学志向などの今の時代

の要請に難しくなったのであれば、私は、民間委託、あるいは第三者委託、または閉校するのも検討したらいかがかと思う。

新たな看護師養成には、新しい修学資金や工夫を凝らした新しい制度をつくり、内容を充実させることを持つてすれば出来ると思う。例えば、現在の学校を閉校して他の学校に入学した場合、個人に修学資金として条件付で月額二十万円を貸与し、二十人としても年間四千八百万円で済む。現在、月額五万円の修学資金を二十万円位にするのも一つの案として申し述べた。

市長の答弁をお願いしたい。

【二回目の市長答弁】

看護専門学校については、庁内の検討組織において見直しのための作業に着手したところであり、この見直しについては、庁内のみでの検討に止めることなく、関係機関などに広く意見を求め、議論を深めて参りたい。

この中で、看護師の確保策として、修学資金

貸与制度の強化はもとより、本市の行財政状況が許容する新たな学校の運営手法の有無、看護専門学校に替わる看護師確保策、看護専門学校地域の経済波及効果、さらには、学校運営が一般会計に及ぼす影響や一般会計の適正予算規模一六〇億円程度の本市が運営すべき施設

設かなど、看護専門学校が存在意義にまで踏み込んだ議論が必要である。こうした幅広い観点からの議論を積み重ね、看護専門学校の開校までも含めたあらゆる選択肢について、問題を先送りすることなく抜本的に検討していかなければならないものと考えている。

②企業誘致について

【一回目の質問】

株式会社牧野フライス製作所との企業誘致についての契約を締結されたことについては、当市にとつては非常に喜ばしいことであり市長の実績は評価したいと考えている。

さて、金融危機により企業が景気悪化に落ち入り、来春までに三万人余りの失職あるいは内定取り消しが生じると報道されている。当市の企業の状況も非常に厳しいと聞いているが、どのような状況が答弁をお願いする。

また、市長は企業誘致を積極的に推し進めると言っているが、本年度の活動状況ならびに来年以降の方策をお伺いしたい。

また、企業誘致対策が設けられたようである

が、どのような活動をされているのか、重ねて御答弁をお願いします。

当市発展のためには、当市における企業誘致には道路網の整備が必要と考える。広域的に考え、点と線だけでなくエリアとして考え甲府、静岡県、の御殿場・沼津、東京都の八王子を中心とした多摩地域をエリアと考え、アクセス道路の拡充が将来的にも最重要課題だと思つ。

人の流通をもつと促進させ企業誘致の推進、観光客の増大、そして勤務地拡大にもつながると思つ。その為には、スマー

トインターの早期実現、予定通りの市道新倉南通り線及び（仮称）新倉トンネルの推進また、国、県、近隣町村の支援を求めながら、国道等の整備も力を注がれるべきと考えるがいかがなものか。

【一回目の市長答弁】

現在における市内の企業経営状況については、富士吉田商工会議所管内の製造業景気動向調査によると、受注状況は、夏場以降減少している企業が多くなっており、今後における各企業の経営状況の見通しに関しても、予断を許さない状況にあると考えている。

このような状況を踏まえ、市内主要金融機関を直接訪問させていただき、市内中小企業者等の実態や特性を踏まえた融資審査及び経営相談等への積極的な支援要請を行った。また、先月末には、本市や富士吉田商工会議所

等で構成する「中小企業金融安定化協議会」を設置し、互いの連携体制を強化し、各機関が可能な限りの支援を中小企業者等へ集中していくことを取り決め、事業者への支援を実施している。

企業誘致推進室については、活力あるまちづくりを進めていくため、企業誘致を最重要施策の一つとして位置付け、本年四月から都市産業部内に企業誘致推進室を設置した。現在までの主な取組みとしては、企業誘致を進めるうえで、最も基本となる本市所有の紹介可能な事業用地が非常に少ないことから、市民の皆様にご協力いただき、民有地の遊休用地を本市に登録し、その登録用地を企業に紹介する県内初の制度として「富士吉田市企業誘致等私有地土地利用台帳登録制度」を立ち上げた。

また、国内製造業を中心とした3千社に対し、本市に対する企業立地アンケートを実施し、現在、アンケート結果を踏まえ、増設計画がある企業に対し本市への進出に向けた

働きかけを行っている。さらに、本年十月には、これまでに誘致した企業との懇話会を実施し、各企業が経営上抱えている課題や企業サイドからの視点に立った市に対する提言もいただいた。この提言を踏まえ、既存企業に対しての支援活動を積極的に進めて参りたい。

今後においても、社会経済状況を見極めながら市の産業活力をより高めるため、既に広報等で周知している市内企業への採用支援及び住民、地元学生の就労支援に向けた初めての企画である「合同企業就職セミナー」の開催など、常に新しい発想及び行動力が求められていることを念頭に企業誘致及び企業支援に取り組んで参りたい。

国道等の整備、スマー トインターチェンジ、市道新倉南線及び（仮称）新倉トンネルの進捗状況について、本市が今後さらに発展していくため道路網の整備は必要不可欠である。中央自動車道富士吉田線、国道138号等の広域幹線道路の集中する道路交通の要衝にあ

12月市政 一般質問

る本市にとつては、国道138号の四車線化や東名中央連絡道路、新倉南線、中央自動車道富士吉田線のスマートインターチェンジなどの整備が、本市の産業振興、観光振興、地域経済の活性化、国道の渋滞緩和、大規模災害への対応など、あらゆる面において本市の発展と安心で安全なまちづくりの礎となる施策であると考えている。

国道等の整備について、特に、国道138号の四車線化、国道139号のバイパス機能やスマートインターチェンジの接続道路としての機能を備えた県道富士吉田西桂線の整備については、行楽シーズンや朝夕の慢性的交通渋滞の解消等を図るため、早期に実現させていかなければならない施策であると認識している。今後においても、その実現に向け地元関係団体とともに国・県等に対し強力に要請して参る。

次に、スマートインターチェンジ、市道新倉南線及び(仮称)新倉トンネルの進捗状況について、まず、スマートインター

チェンジについては、現在まで三回の課題検討会、いわゆる社会実験勉強会を開催し、計画レイアウト図・料金所の位置・計画交通量・採算性などについて、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所や中日本高速道路株式会社、山梨県警察本部、山梨県等と協議を行い、鋭意作業を進めているところである。

今後の予定としては、来年度早々に社会実験準備会を立ち上げ、夏に国土交通省に対し実施計画書を提出し、事業採択を得たいと考えている。スマートインターチェンジを整備する際は、東京方面へ向かう乗入口に接続する道路として県道富士吉田西桂線の活用を予定している。引き続き、山梨県の力強い御支援を得る中で、関係機関と緊密な連携を保持しながら検討会に臨み計画を進めて参る。

また、(仮称)新倉トンネルについては、山梨県から平成二十一年秋頃より富士河口湖町側からトンネル工事に着手する予定であるとの報告を受

けている。市道新倉南線整備事業についても、平成二十四年度同時供用開始に向け、事業を推進しているところであり、現在においては、計画以上の成果を挙げ、確実な進捗をみているところである。

また、この道路に接続する都市計画街路中央通り線の拡幅改良工事も平成二十一年度には完了し、平成二十二年年度には全線供用開始となる予定である。

こうした道路整備が具現化することにより、県道山中湖・忍野・富士吉田線を含めた一連の新しい広域交通体系が整備されることとなるので、目標の早期実現に向け、鋭意努力して参る。

II 国土の強国

企業誘致推進室について幾つかお聞きしたい。遊休地を有効に使用する為の土地活用登録制度であるが、先般十一月に示されました平成二十年

度都市計画用途地域の中にある場合は、用途制限を受ける為限られてくると思うが、その際柔軟に

対処するお考えがあるのか否か、お伺いする。

ところで、土地活用制度に現在何件ほどの登録があるのか。何社ほどに誘致活動を致したのか。また、国内三千社に対し企業立地アンケートを実施した結果の内容について、どのようなものであったのかご答弁願う。

そして、どのような要望、意見を聞きながら何社に誘致訪問活動がなされたのかお伺いする。

次に、市道新倉南線及び(仮称)新倉トンネルについては、平成二十四年の共用開始にむけて確実な進捗をみているとの事。非常に喜ばしいことである。また、スマートインターにおいても各機関と協議を重ねて進んでいるとの事であるが、大型車両の流入の出来るスマートインターでなければ効果がない。どのようなスマートインターを計画しているのか市長にお伺いする。

II 二回目の市長答弁

スマートインターチェンジの整備については、本市の発展や安心で安全

なまちづくりという観点から様々な効果が期待されることである。

現在計画しているスマートインターチェンジの運用形態としては、東京方面へ乗り入れ東京方面から本市へ迎え入れる、いわゆるハーフィンター形式を採用し、二十四時間の運用、車両の長さ十二メートル以下の全車種を対象としたいと考えている。また、接続道路としては、上りは県道富士吉田西桂線、下りは市道向原小沼線を予定している。

特に、このインターチェンジを頻繁に利用すると予測される周辺企業の大規模車両の利用状況等については、現在、車種等に関するヒアリングを行い、利用実態に関する調査を実施しており、産業用道路や防災用道路としての機能等をも備えたスマートインターチェンジとして、関係機関とともに多方面からのアプローチを行いながら、計画を進めて参りたい。

【都市産業部長答弁】

土地活用登録制度と用

途地域との関係であるが、この制度は、都市計画法上の住居地域等の区域以外で、実際に大規模工場等の立地が可能となる工業専用地域、工業地域及び準工業地域等について、二〇〇〇平方メートル以上の一団の土地を登録対象地としているので、御理解を賜りたい。

土地活用制度への登録件数については、現在五箇所の土地を事業用地として登録いただき、企業立地に向け紹介しており、国内三〇〇〇社に対する企業立地アンケート実施の際には、全ての企業に對して、この事業用地を紹介した企業誘致パンフレットも配布した。

また、企業立地アンケートに回答をいただいた企業は、一八三三社で全体の約六一％の回収率となっております。回答をいただいた企業の中で、新設・増設等の計画があり用地未定である企業三十二社と、現在、立地計画は無いものの、将来的に富士吉田市を進出地とする可能性のある企業も含めた合計二〇〇社に對して、企業訪問について

打診したところ、十九社からの承諾をいただいている。

現在、この十九社を中心に、企業訪問し、設備

③市立病院の運営について

【一回目の質問】

多くの自治体病院の崩壊の危機が人々に伝えられる中であつて、昨年度病院問題について質問させて頂いたことについて、その進捗状況をお伺いする。

病院の運営に関しては、総務省より来年三月を目処に改革プランを作成するよう求められている事は、承知している。

平成十九年度も決算報告にて四億四千万円の赤字がでて、累積も十億円近くになっており非常に危惧するものである。

今後三年・五年後には三十億円、四十億円にもなるやもしれない。早急に手を打たなくては本市市立病院はもとより、赤字補てんをする当市の存亡に関わる問題となるのは火を見るより明らかである。

この重大問題に對して、

投資を行う上でのきつかけや方向性、自治体に求める支援要望等をお聴きする中で誘致活動を行っている。

【一回目の市長答弁】

市はどのような対応をしているのか、私は病院問題に對する特別委員会、あるいは有識者会議、市民を含んだ委員会なりがあつて協議なされるものと思つていた。いまだ何も無いのは何故か。

私は、本市市立病院は、この北麓地域の二次医療を担う地域医療の要として、残さなければならぬと考へている。市民の方々にも市立病院の実情を知っていただき住民全体の問題として考へていかねばならないと思つた。

病院内の改革についても、病院の医療に携わる人達、行政の人達が一団となつて検討をしていると聞くが、市長は早急な施策を示すべきだと思つた。

どのように考へなのかで答弁願う。

市立病院の運営について

て、市立病院の累積赤字の増大は重要な問題であると十分に認識している。現在、赤字解消に向け、職員一丸となり努力しているが、本来、公立病院が果たすべき二次医療を担う上で、不採算部門が生じている事実もある。

本市では、三月までに策定する総務省が示した公立病院改革ガイドプランに則り「経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直し」を行う中での運営を第一義的に考へており、現在、山梨県を始め、富士・東部市町村等と協議し、改革プランの基本的な考へを策定しているところである。

今後は、議会をはじめ関係各位にその骨子を提示し、意見を聞く中で、速やかに改革プランを策定し、公立病院の果たすべき役割をも十分認識し、市民が安心できる医療の確保のため、市立病院の運営を行つて参りたい。

公立病院改革ガイドプランに則り、第一義的に考へていると答弁しているが、この先もし年間五

億近い赤字が出るようであるならば近年中に累積赤字の増大を招き、第二の夕張を危惧するものである。

今一度お尋ねする。市長がリーダーシップを発揮して、山梨県を始め富士東部市町村等と協議しているとお聞きしたが、私は市長ご自身はどのような方法をお考へなのか。お伺いするとともに、平成二十年度末には、必ず改革プランの基本的な考へ、これの策定結果を示すものと理解するが、それでよろしいのか。

また、現在のような医師不足の状況で、改革プランに則り基本的な考へ方を策定しても、市立病院の運営は成り立つていかなないと考へる。

慢性的な赤字体質の解消をするためには、特定大学だけでなく、多くの大学との連携をするなかで、まず、医師不足の解消が必要と考へるが、市長にお伺いする。

公立病院の改革については、本市のみならず、全国の公立病院における

公立病院改革ガイドプランに則り、第一義的に考へていると答弁しているが、この先もし年間五

億近い赤字が出るようであるならば近年中に累積赤字の増大を招き、第二の夕張を危惧するものである。

今一度お尋ねする。市長がリーダーシップを発揮して、山梨県を始め富士東部市町村等と協議しているとお聞きしたが、私は市長ご自身はどのような方法をお考へなのか。お伺いするとともに、平成二十年度末には、必ず改革プランの基本的な考へ、これの策定結果を示すものと理解するが、それでよろしいのか。

12月市政 一般質問

喫緊の課題となっているため、総務省がその指針となる公立病院改革ガイドプランを示したところである。そのことから、市立病院の運営については、公立病院改革ガイドプランを第一義的に考えている。

また、「私の考えが示されていないのではないかと」の質問について、改革プランの策定に当たっては、本市の財政状況、市立病院の運営状況、富士北麓地域医療基幹病院としての役割、さらには富士・東部地域の医療確保等を踏まえた上で、基本的な考えを策定するよう既に指示し、策定作業に入っている。

したがって、基本計画の策定中である現段階においても、私の考えは示されているものと考えている。

今後においては、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指し、私の考えをより一層、明確に掲げた具体的な措置を盛り込んだ実施計画を公表し、市立病院の健全化に向けた経営改革を推進して参りたい。

また、ガイドプランの策定期限については、今年度末を目途と考えている。

安定した病院の運営のために、医師不足の解消が必要なのは申し上げるまでもない。当市立病院は、現在各大学病院から、良好な関係の下、

安定した医師派遣を行っている。また、ガイドプランの策定期限については、今年度末を目途と考えている。

安定した医師派遣を行っている。また、ガイドプランの策定期限については、今年度末を目途と考えている。



佐藤みどり議員

①障害者福祉について

【一回目の質問】

障害福祉計画は、障害者自立支援法の施行に伴い第一期が、平成十八年度からの三年間であり本年度末で終了となる。

一点目として、第一期障害福祉計画の目標に対して結果分析はいかがか。また、現在、第二期障害福祉計画の策定に向けて準備が進められていると思うが、その進捗状況と今後の課題についてお尋ねする。

また、多くの計画の策

定に当たって、現場の声があまり反映されず、全国どこでも同じような内容の計画書を業者に委託し、作ってしまう恐れがあるが、この点は大丈夫なのか。

一点目として、聴覚障害者のコミュニケーション支援事業についてお尋ねする。

ことばは人間社会になくてはならないものであり、言葉によるコミュニケーションは、通常、音声言語により行われてい

る。音声言語を聞き取れない聴覚障害者は、社会生活のあらゆる場面で生活しにくいのが現状である。聴覚障害者が、地域社会で健聴者と同じように生活する為のコミュニケーション保障は絶対に必要であり、手話通訳の利用が安心して暮らしていける最低限の生きる権利である。聴覚障害者支援事業として、今一番求められているのが、手話通訳者の市役所の窓口配置である。

役所とのコミュニケーションがとれるようになった。聴覚障害者への理解が広まった。」などの声が聞かれており、成果を上げているとお聞きしている。

国中には三カ所に配置されているが、郡内にはまだ一カ所も配置されていない。

本市は、手話通訳者の利用が県下でも三番目に多い自治体であるとお聞きしている。聴覚障害者が社会の一員として安心して暮らしていく為にも、富士北麓の中核都市として、市役所の窓口到手話通訳者の配置が是非とも必要であると思う。配置についての市長のお考えをお聞かせ願う。

三点目として、市庁舎のバリアフリーについてお尋ねする。現在の市役所庁舎本館は昭和三十三年頃に建設されたものであり、必要に応じ耐震工事、多目的トイレ等何回か改修工事が行われてきた。しかし、エレベーターがなく下肢の不自由な、障害者や高齢者は二階まで行くことが出来ない。市民活動推進課等、市民

に直接関係がある部所もあり、また、直接市長とお話することも困難な状況である。

エレベーター設置には莫大な費用がかかる。以前、視察で訪れた市庁舎にリフト昇降機の設置がされており、障害者、高齢者にも喜ばれていると伺った。

本市においても、障害のある人も健常者と同様に来庁し、用件がスムーズなような環境整備が必要ではないかと思うが、室内用昇降機の設置について市長のお考えをお聞かせ願う。

四項目として、災害時の障害者への対応についてお尋ねする。

障害の内容によって様々であると思うが、緊急速報等、ラジオも「防災富士吉田」も聞こえない聴覚障害者に対してはどのような対応をお考えか。また、ひとりで行動できない障害者に対しての対応も十分であるのか心配である。

行政として何が出来るのか、どのような対応を行っているのかお聞かせ願う。

【二回目の市長答弁】

障害福祉計画関連の第一期障害福祉計画の目標に対する結果分析について、障害福祉計画は、障害者自立支援法の円滑な実施を図るために作成しているものの、厳しい経済状況や新法へ移行する事業所が30%弱にとどまっているため、設定した目標値には到達していない。

したがって、第二期計画策定に当たっては、第一期計画での検証を踏まえた上で、改善に向けた取り組みを図るなど、法の趣旨に沿った対応を行うて参る。

第二期障害福祉計画の進捗状況と今後の課題について、既に策定委員会を組織し、地域移行部会、就労・日中活動部会、コミュニケーション支援部会、在宅サービス部会の四部会を設け、具体的な活動に入っている。

今後の課題については、四部会ともに障害の当事者、その家族、障害者団体、福祉施設の代表等で構成されていることから、数多くの要望や課題が抽出されるものと考えてい

る。これらの要望・課題等については、策定部会及び策定委員会で十分に協議・検討を重ねながら、第二期障害福祉計画に反映して参りたい。

計画作成の方法等については、策定部会及び策定委員会で慎重に審議・検討を重ねているので、十分に現場の皆様の意見を尊重する中で策定する方針である。

手話通訳者の配置については、来庁された聴覚障害者の方が安心して窓口での手続、相談等ができる体制づくりと聴覚障害のある方のコミュニケーション支援の充実を図ることは、大変重要である

と認識している。すでに手話通訳者を配置している三市の状況把握を行い、手話が必要とされる方々や山梨県聴覚障害者協会等との協議を重ねながら、関係各課において配置に向けて検討して参りたい。

市庁舎のバリアフリーについて、建替えを行う東側庁舎には、エレベーター設置を計画している。当面は、下肢に障害のある方や高齢者など

が二階等へお越しの際は、担当職員が一階ロビー及び相談室等へ出向くほか、必要に応じて職員が介助するなどの方法により対応して参る。

災害時の障害者への対応については、大規模災害時などの防災対策としては、第一義的には隣近所などの助け合いを基本に置いた自助・共助の考え方が原点になる。

特に、災害時において避難などの一連の行動をとるために、介助、介添などの支援が必要とされる方々に対しては、そのための支援体制づくりの確立が大切であると考えている。

本市では、現在、こうした考え方に基づき、聴覚障害者に対する防災情報の伝達方法として、防災無線の放送内容を携帯電話によるメールとフックシミリにより情報の提供を実施している。

また、災害発生時の初期段階における高齢者や障害者などの安全の確認、迅速な救出や避難誘導を行うための支援体制づくりとして、要援護者登録制度の整備を進めており、

現在、その対象者の名簿づくりを進めている。この名簿による情報は、平時から地域の消防団、自治会、自主防災会や民生委員などにより共有され、災害時には各団体が密接な連携を図り、地域全体で救済に臨むことができるよう、その整備を進めているものである。

こうした取組みとともに、要援護者対策を含め、災害に強い地域づくりを推進するためには、地域の防災意識の向上とともに、幅広い世代がともに参加し、活動ができる自主防災会などの住民組織の充実、強化を含めた社会的な環境を整備していくことが重要な条件となる。

このため、本市では今後においても、地域コミュニティに根ざした防災組織機能の充実を図るなど、地域に密着したきめ細かい防災対策を強化して参る。

【二回目の質問】

私は、目標数値と結果の数値だけでは、当事者達の満足度は測れないと思う。現に、施設利用者

12月市政 一般質問

は、必ずしも市内の施設を利用するとは限らず、広域、または、県内の施設を利用していても多く、施設については特に、郡内と国中との格差を強く感じる。

例えば、葦崎のあけぼの学園に入所している方が卒業後、地元に戻りたくても帰る施設がない等で、グループホーム、ケアホームは不足しており、リハビリ、歯科医等、障害者専門の医療機関がなく、あけぼの学園等まで大変な思いをして行かなくてはならない。

歯科医については、富士吉田市から歯科医師が当番で山梨口腔保健センターまで行っているのが現状である。これでは、緊急時には間に合わない。歯科医を含めた障害者の医療体制の整備が必要ではないかと思う。

また、重度の障害者通所施設つきみ草も、現在一日五人の受け入れ定員であり、今後、ふじざくら養護学校の生徒が、年々卒業する予定であり、その受け皿は整備して行かなくてはならない問題であると思う。

このような現状をふまえて、第二次福祉計画の策定と共に、県との連携を密にして将来像もしっかりと見据え、進めて行かなくてはならないと思う。市単独のもの、広域で行うもの、県、国へ要望していくもの等をたて分けて取り組み、県の支援をいただき、施設の充実を図っていく事が必要であると思う。

また、総合的な相談体制の充実を図っていくことも必要であると思う。施設の充実と、総合的な相談窓口の充実について市長のお考えをお聞かせ願う。

次に、障害者の就労支援は大きな問題である。障害者雇用促進法では、従業員五十六人以上の企業は一・八%以上、障害者を雇うことが義務づけられているが、厚生労働省によると昨年六月時点で、法定率に達していない企業は、三万二千社で、その内の四分の三は障害者を一人も雇っていない企業である。

企業に合わせ、自治体の雇用率も昨年に対してマイナスの結果が出て

いるとの報道をお聞きした。雇用は厳しい社会環境であるが、障害者の生活を守り生き甲斐を持つて暮らしていく為にも、就労支援が大切であると思う。行政としての支援についてのお考えをお聞かせ願う。

二点目の手話通訳者の配置については、関係機関との協議を重ねることと共に、手話通訳者配置する為の、予算措置が必要な場合も出てくる。

これから二十一年度の予算編成に入るが、手話通訳者の配置を見込んだ予算計上を行い、聴覚障害者が健常者と同様に市役所を利用でき、豊かな生活が送れるように、四月の開設を目指して、準備を進めていただくことを望むところである。

このことに対して市長のお考えをお聞かせ願う。

四点目の災害時の障害者への対応であるが、何時起こるか知れない災害に備えて、一日も早い名簿の作成と、地域の各種役員との連携を図り情報の共有を進めていただきたいと思う。

万一災害が発生した場合、避難所は障害者専用の場所を確保することが必要との声も聞かれる。

特に、聴覚障害者や、視覚障害者にとっては共同避難所では対応が大変かと思うが、障害者の非難場所の確保についてはどのようにお考えをお聞かせ願う。

二回目の市長答弁

障害者に対する施設の充実については、障害児・障害者の治療は、専門性が必要とされ、一般の医療機関では難しい面がある。この地域には障害者を専門とした医療機関がないため、葦崎市などで医療を受けに通院している方がいることは十分に認識している。

障害者自立支援法では、「障害者が地域で安心して暮らせる社会実現を目指すこと」を掲げており、障害児・障害者を抱える家族からは、身近な地域にも障害児・障害者が専門的な治療を受けられる医療機関や社会福祉施設が富士北麓地域に設置されることを切望されている状況である。

これら施設の設置につ

いては、この地域の市町村や関係機関等と協議し、県に働きかけて参りたい。手話通訳者の配置については、関係機関等と協議を重ねる中で、できる限り早い時期の配置に向けて鋭意努力をして参りたい。

市民生活部長答弁

総合的な相談窓口の充実については、障害者自立支援法に基づき、相談支援事業所を本年四月から開設し、相談業務を行っている。

今後においては、各事業所の相談業務を担当する職員との情報交換・情報交流を重ね、障害者や家族の方が、気軽に相談できる体制を整備して参りたい。

障害者の就労支援については、現在の社会経済情勢の中では非常に厳しい状況となっている。そこで、障害者自立支援協議会、障害福祉計画策定委員会等には、ハローワークの担当者にも参加を得、障害者の就労について環境整備を図るよう要望している。

今後は、第二期障害福

社計画策定に向けた就労・日中活動部会などの場で十分な協議・検討を重ね、障害者の就労支援に向け努力して参りたい。

【企画管理部長答弁】

災害時の避難所については、市民の安全確保を図るため、一時的に避難する一次避難所として、公園、公民館、神社やグラウンドなどの四五十カ所を指定しており、避難生活をするための二次避難所として、市内小中学校、県立高校など十四カ所を指定している。

さらに、障害者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方々については、避難し保護する福祉避難所として福祉ホールを指定している。

避難所の運営については、障害者や高齢者などに対するきめ細かな配慮が必要であり、二次避難所の運営体制については、避難所近隣の職員と救護所を併設するための看護師や保健師を配置している。

また、障害者や高齢者

等の要援護者については、健常者と同じスペースに割り当てをしないなど、避難所での対応をマニュアル化して対応している。さらには、これらの取り組みが実際の災害時に活かされるよう、自治会や自主防災会などと協働して、二次避難所開設訓練等についても、毎年度実施している。

【三回目の質問】

企業等への働きかけと共に、地方公共団体として、本市、市役所の雇用についても障害者雇用促進の取り組みをお願いするところである。

本市の障害者の雇用率は、法定雇用率の目標に達していないと認識している。厳しい折ではあるが、企業への障害者就労支援の模範として、また、障害者が希望がもてるように、是非、積極的な取り組みを望む。

現在の障害者雇用率と法定雇用率達成までの人数と、今後の取り組みについてお聞かせ願う。

【二回目の市長答弁】

障害者雇用について、

本市の現在の障害者雇用率は、〇・八八%であり、法定雇用率である二・一%を達成するには、五名の雇用が必要となっている。

② 緊急経済対策について

【一回目の質問】

公明党が推進してきた、二つの金融経済対策について、市長にお尋ねする。

本市では中小企業者に対し、市や県が実施している各種融資制度に対する利子補給制度を見直し、交付率を二・五倍に強化する緊急経済支援策補正予算を今議会に計上され、この制度を利用している企業にとっては大変ありがたい見直しであると思う。

一点目として、この見直しによって何社くらい企業が、どの位の恩恵を受けると見込んでいるのか。

今まで融資を受けられなかった多くの中小企業も、あらゆる制度を利用してこの経済危機を乗り越え、存続出来るよう支援していくことが行政としての努めであると思つ。

今後の取組みについては、雇用形態を含め業務内容等も検討する中で、法定雇用率を達成するべく鋭意努力して参りたい。

一点目として、この制度がスタートして一カ月以上経過したが、現在の利用状況と、今後の取り組みについてお聞かせ願う。また、やむなく解雇された人たちへの支援についてもお聞かせ願う。

次に、緊急経済対策の重要な政策の一つである「定額給付金」の支給についてお尋ねする。

この制度についてはマスコミ的には賛否両論の意見があるが、日本経済新聞が十一月十七日発表した調査結果によると、六十三%の国民が賛成しているとされている。

この「定額給付金」は公明党が推進してきた制度で、経済危機から国民の生活を守る為、また消費の落ち込んだ経済を活性化させるために提案した制度である。赤字国債を発行するのではなく、

無駄を省いて全ての人たちに支給するもので、バラマキにはならない。

定額給付金については、私たち、中低所得者にとっては大変ありがたい制度であり、期待も大きく、一日も早い支給を待ち望んでいる人が多いと思つ。また、経済効果についても反応はいろいろであるが、過日の山梨日々新聞で「定額給付金」に対する各組長の考え方が発表された。

その中で市長は、「給付金は受け取らない」、「経済効果に対しては、分からない」との回答であった。決定になった場合、本市では、おおよそいくらかの給付金が支払われるのか。

私は、工夫次第で地域経済の活性化にも役立つのではないかと思つ。無事故で、なるべく早い支給が求められるが、「定額給付金」についての取り組みと、お考えをお聞かせ願う。

【一回目の市長答弁】

利子補給制度改正に伴う、事業者への支援効果について、現制度では融

12月市政 一般質問

資を利用してしている中小企業者等からの利子補給申請件数は、例年二五〇件から三〇〇件程度であったが、今般の改正措置により一〇〇件程度が増加するものと見込んでいる。

互いの連携体制を強化し、各機関が可能な限りの支援を中小企業者等へ集中していくことを取り決め、事業者への支援を実施しているところである。

定額給付金の取組みと考え方については、給付対象者、給付金額、給付方法、給付時期等が定まっていない状況であるので、今後とも国の動向を見据えた対応をして参りたい。

く早く、無事故で、市民の元へ配布されるよう望むところである。

とと思う。

国の推進する「中小企業のための緊急保証制度」による現在の利用状況と今後の取組みについては、

定額給付金については、この政策には当初から大きな疑問を抱いており、

二回目の質問

この給付金を一過性のものである。市民の目線にたつてみると、とてもありがたい制度で、手元に届くのを、心待ちにしている人がほとんどである。

定額給付金への取組みと考え方については、国の動向を見据えた対応をして参りたい。

本年度の本市における中小企業信用保険法にもとづく認定件数は、四月から制度導入前の十月末までは、合計で二十八件、月換算すると四件程度であったが、制度導入後の十一月の認定件数は、十八件と通常月の四倍強の認定数となっている。

やむなく解雇された人たちへの支援については、市内において大型企業等の撤退により失業者の発生が見込まれるような場合には、市、富士吉田商工会議所、公共職業安定所及び中小企業団体中央会等の公的機関で組織した「富士吉田市雇用促進連絡協議会」において、

定額給付金については、あるが、ただいまの市長の御答弁には納得がいかないところがあるので、再度お聞きしたいと思つ。

ここは、国会ではないので、制度そのものについての議論をするつもりはないが、この制度の理念は、物価高に苦しむ国民の生活支援と、冷えた消費に対して、経済効果を上げようというものである。市民の目線にたつてみると、とてもありがたい制度で、手元に届くのを、心待ちにしている人がほとんどである。

とと思う。

本制度による運用支援を効果的に進めていくため、先月末には本市、富士吉田商工会議等で構成された「中小企業金融安定化協議会」が設置され、

地方自治体の意見を聞くためのたたき台が示されていることも承知してい

定額給付金については、一月に行われる通常国会において、緊急経済対策の第二次補正予算に計上される予定となっている。決定された場合は、給付金が各自自治体を通して支給されるわけで、なるべ

昨年末の、経済緊急対策の、福祉灯油であるが、堀内市長は、どこの自治体よりも早く、高齢者の方達に、五千円の灯油券を配布し、大変喜ばれた。先ほどの答弁で、本市の給付金額の想定は、およそ八億二千万円とのことであるので、地域の活性化にきつと役立つこ



議案の処理結果（12月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第78号	富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可決	㈱日本政策金融公庫法等の施行による政策金融改革に伴い、関係する条例について政策金融機関名を改めるため、所要の改正を行なうもの。
議案第79号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	可決	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行による建築確認申請等に係る審査項目の増加等に伴い、建築確認申請等の手数料を改めるなど、所要の改正を行なうもの。
議案第80号	富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について	可決	本市における中小企業者等への経済支援対策として、今年度に限り、利子補給金の率を20パーセントから50パーセントに引き上げるため、所要の改正を行うもの。
議案第81号	富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例の制定について	可決	富士山世界文化遺産登録に向けて、世界文化遺産候補についての基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、富士山の優れた文化的な景観と世界文化遺産候補の保全を図るため、所要の規程を整備するもの。
議案第82号	市道の認定について	可決	中原8号支線を市道認定しようとするもの。
議案第83号	平成20年度富士吉田市一般会計補正予算第5号	可決	今回歳入歳出にそれぞれ1億5,734万円を追加し、総額を194億6,574万1千円とするもの。
議案第84号	平成20年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第1号	可決	歳入歳出にそれぞれ626万4千円を追加し、総額を26億7,515万8千円とするもの。
議案第85号	平成20年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第2号	可決	歳入歳出にそれぞれ91万1千円を追加し、総額を55億853万1千円とするもの。
議案第86号	平成20年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第2号	可決	歳入歳出にそれぞれ524万円を追加し、総額を24億8,874万6千円とするもの。
議案第87号	平成20年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算第1号	可決	歳入歳出からそれぞれ75万9千円を減額し、総額を2,203万円とするもの。
議案第88号	平成20年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算第1号	可決	歳入歳出にそれぞれ272万4千円を追加し、総額を1億8,853万円とするもの。
議案第89号	平成20年度富士吉田市水道事業会計補正予算第2号	可決	収益的支出につき、18万8千円減額し、総額を5億792万7千円とし、資本的支出につき、1,081万1千円減額し、総額を4億9,869万5千円とするもの。また、一時借入金の限度額を、1億5,000万円から2億円に改めるもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第90号	工事請負契約の締結について	可決	防衛関係事業(第8条)(仮称)土丸尾公園整備事業土木工事(2工区)に係る工事請負契約の締結について審議するもの。
議案第91号	富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について	可決	健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の給付額について、現在の35万円に3万円を上限として加算できるようにするなど、所要の改正を行なうもの。
議案第92号	富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について	可決	来年1月1日から運用が開始される産科医療補償制度に富士吉田市立病院が加入することに伴い、新たに当該制度の負担金に係る規定を追加するため、所要の改正を行なうもの。
議案第93号	平成20年度富士吉田市一般会計補正予算第6号	可決	歳入歳出にそれぞれ40万円を追加し、総額を194億6,614万1千円とするもの。
議案第94号	平成20年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第3号	可決	歳入歳出にそれぞれ60万円を追加し、総額を55億913万1千円とするもの。
議案第95号	平成20年度富士吉田市立病院事業会計補正予算第1号	可決	収益的収入及び支出につき、収入を324万円増額し、総額を65億269万6千円とし、支出を324万円増額し、総額を64億1,526万6千円とするもの。
議案第96号	訴えの提起について	可決	市営住宅の明渡し及び家賃等の支払いを求める訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を要するもの。
議案第97号	民事調停の成立について	可決	2件の民事調停の成立につき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を要するもの。
議案第98号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	同意	委員に滝口晴夫氏(上暮地4丁目14番5号)を任命するもの。
議案第99号	人権擁護委員の推薦について	同意	委員に小林永治氏(下吉田6167番地)、小林初美氏(ときわ台2丁目2番8号)をそれぞれ法務大臣に対し推薦するもの。
議案第100号	消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの。
議案第101号	父子家庭や母子家庭を「ひとり親家庭」家庭として平等な取り扱いとすることを求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの。
選挙第4号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で上吉田区域は横山勇志議員、明見区域は勝俣進議員が当選。